論点②　業務継続計画未策定減算のあり方

論点②

■ 業務継続計画の策定等については、令和３年度改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、運営基準として、全ての介護サービス事業者を対象にその取組の義務づけが行われた。

■ その上で、業務継続計画未策定減算は、令和６年度改定において、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算するものとして導入された。

■ こうした運営基準・報酬上の対応等により、令和７年度時点でほぼ全ての施設・事業所で業務継続計画は策定され、減算の算定率は極めて低い状況となっている。

■ また、介護報酬は、累次の改定により、加算・減算の種類が増加し、その算定要件も複雑化する中で、令和６年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の構築や、介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、業務継続計画未策定減算のあり方についてどのように考えるか。

対応案

■ 業務継続計画未策定減算について、令和６年度から短期的かつ集中的に計画の策定が進み、計画の策定の徹底という創設の目的は概ね達成されたと考えられることを踏まえ、廃止することとしてはどうか。

なお、減算の有無にかかわらず、業務継続計画の策定は、運営基準において実施が義務づけられているものであり、策定が困難な介護事業者に対する支援の充実を引き続き図るとともに、策定していない介護事業者に対する指定権者からの指導等の徹底を求める。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料4「災害時等における業務継続の取組の強化等」 p.20 より抜粋

R６改定

１.（５）④　業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

＜改定前＞
なし

▶

＜改定後＞
業務継続計画未実施減算
施設・居住系サービス　所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
その他のサービス　所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※　平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、５単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して７単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

○　以下の基準に適合していない場合（新設）
- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※　令和７年３月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

○　１年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料4「災害時等における業務継続の取組の強化等」 p.17 より抜粋

業務継続計画未策定減算の算定状況（サービス別）

サービス	請求事業所数	減算算定事業所数	減算算定事業所割合
訪問介護	35,382	0	0.00%
訪問入浴介護	1,532	0	0.00%
訪問看護	17,466	0	0.00%
訪問リハビリテーション	5,770	0	0.00%
通所介護	24,316	23	0.09%
通所リハビリテーション	7,651	49	0.64%
短期入所生活介護	10,633	0	0.00%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3,439	0	0.00%
短期入所療養介護（病院・診療所）	62	1	1.61%
短期入所療養介護（介護医療院）	98	0	0.00%
特定施設入居者生活介護	6,074	4	0.07%
福祉用具貸与	6,976	0	0.00%
居宅介護支援	35,629	0	0.00%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,448	0	0.00%
夜間対応型訪問介護	184	0	0.00%
地域密着型通所介護	17,888	57	0.32%
認知症対応型通所介護	2,647	1	0.04%
小規模多機能型居宅介護	5,253	6	0.11%
認知症対応型共同生活介護	14,169	9	0.06%
地域密着型特定施設入居者生活介護	369	0	0.00%
地域密着型介護老人福祉施設	2,570	0	0.00%
看護小規模多機能型居宅介護	1,153	1	0.09%

サービス	請求事業所数	減算算定事業所数	減算算定事業所割合
介護老人福祉施設	8,570	0	0.00%
介護老人保健施設	4,102	1	0.02%
介護医療院	932	2	0.21%
介護予防訪問入浴介護	222	0	0.00%
介護予防訪問看護	13,815	0	0.00%
介護予防訪問リハビリテーション	4,214	0	0.00%
介護予防通所リハビリテーション	7,478	53	0.71%
介護予防短期入所生活介護	4,181	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	569	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）	7	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	9	0	0.00%
介護予防特定施設入居者生活介護	4,701	3	0.06%
介護予防福祉用具貸与	6,466	0	0.00%
介護予防支援	7,663	0	0.00%
介護予防認知症対応型通所介護	407	0	0.00%
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,708	4	0.11%
介護予防認知症対応型共同生活介護	963	1	0.10%
サービス全体計	268,716	215	0.08%

＜居宅療養管理指導の業務継続計画（BCP）の策定状況（事業所調査）＞

自然災害BCP	感染症BCP
82.7%	85.2%

n=81

【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料4「災害時等における業務継続の取組の強化等」 p.19 より抜粋